

札幌市クリーニング業法施行細則

〔平成 12 年 3 月 31 日〕
札幌市規則第 32 号

改正 平成 13 年 3 月規則第 19 号 平成 16 年 9 月規則第 68 号
平成 24 年 10 月規則第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、クリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号。以下「法」という。)の施行について、別に定めるもののほか、必要な細則を定めるものとする。

(営業者の届出)

第 2 条 クリーニング業法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)第 1 条の 3 第 1 項に規定する届出書は、クリーニング所開設届(様式 1)によるものとする。

2 省令第 1 条の 3 第 2 項に規定する届出書は、無店舗取次店営業届(様式 2)によるものとする。

(確認証の交付等)

第 3 条 保健所長は、法第 5 条の 2 の規定による確認をしたときは、当該クリーニング所の営業者に確認証(様式 3)を交付する。

2 クリーニング所の営業者は、前項の確認証を客の見やすい場所に掲示することに努めるものとする。

3 保健所長は、法第 5 条第 2 項の規定による同項に定める営業(以下「無店舗取次店」という。)の届出を受理したときは、当該無店舗取次店の営業者に無店舗取次店届出済証(様式 4)を交付する。

(変更又は廃止の届出)

第 4 条 法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により届け出た事項に係る同条第 3 項の規定による変更の届出は、クリーニング所開設(無店舗取次店営業)変更届(様式 5)によるものとする。

2 法第 5 条第 3 項の規定によるクリーニング所又は無店舗取次店の廃止に係る届出は、クリーニング所(無店舗取次店)廃止届(様式 6)によるものとする。

(地位の承継の届出)

第 5 条 省令第 2 条の 2 第 1 項、第 2 条の 3 第 1 項及び第 2 条の 4 第 1 項に規定する届出書は、相続・合併・分割承継届(様式 7)によるものとする。

(平 16 規則・一部改正)

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第19号)～附 則(平成16年規則第68号)省略

附 則(平成24年10月3日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 1

ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

営業者 本 籍
住 所
氏 名
生年月日

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

クリーニング所を開設するので、クリーニング業法第 5 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

施 設 の 名 称	(電話番号)	
施 設 の 所 在 地		
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日	
管 理 人	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
ク リ ー ニ ン グ 師	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	(年 月 日 登 録)
従 事 者 数	人	
洗濯物の受取及び引渡しのみを行う施設に該当することの有無	有・無	
クリーニング業法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物の取扱いの有無	有・無	
洗濯物を処理する クリーニング所	名 称	
	所 在 地	

構造設備の概要				
受渡場	床材料			
	受渡台	横幅	m × 奥行	m × 高さ m
	未洗濯物格納設備			
	既洗濯物格納設備			
建物の構造				
給水設備	市水道水	地下水	その他 ()	
排水設備	市下水道	その他 ()		
換気設備	(換気扇 台)			
仕分場	仕分台	横幅	m × 奥行	m × 高さ m
洗場	床材料			
	腰板材料			
洗濯機	水洗機			
	ドライ機の溶剤名及び台数	台、 台		
	脱水機			
乾燥場	有 (m ²)	無	乾燥機	台
仕上整理場	プレス機			
	仕上台	横幅	m × 奥行	m × 高さ m
	整理台	横幅	m × 奥行	m × 高さ m
	仕上品格納設備			
洗剤・溶剤格納設備				
気化溶剤回収装置				
廃液処理装置				
排気筒位置				

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 2

無 店 舗 取 次 店 営 業 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

営業者 本 籍
住 所
氏 名
生年月日

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

無店舗取次店を営業するので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、届け出ます。

記

無店舗取次店の名称		(電話番号)
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号		
業務用車両の保管場所		
営 業 区 域		
営業開始予定年月日		年 月 日
ク リ ー ニ ン グ 師	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	(年 月 日登録)
従 事 者 数		人
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱いの有無		有・無
洗濯物を処理する クリーニング所	名 称	
	所 在 地	

注 業務用車両の構造が確認できる資料を添付してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 3

(表)

確 認 証



第 年 月 日 号

クリーニング所の所在地
クリーニング所の名称
開設者の氏名

年 月 日届出のあったクリーニング所の開設
については、クリーニング業法第5条の2の規定により、確認
しました。

札幌市保健所長



(裏)

変 更 事 項 記 入 欄

変 更 年 月 日	変 更 事 項	監 視 員 印
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

無店舗取次店届出済証



第 年 月 号
年 月 日

無店舗取次店の名称

業務用車両の自動車
登録番号又は車両番号

業務用車両の保管場所

営業者の氏名

クリーニング業法第5条第2項の規定による届出のあったことを証します。

札幌市保健所長



備考 記載事項に変更があった場合は、裏面に変更年月日及び変更事項を記載の上、監視員が押印をすること。

様式 5

クリーニング所開設（無店舗取次店営業）変更届

年 月 日

（あて先）札幌市保健所長

営業者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

クリーニング所開設届（無店舗取次店営業届）の届出事項に変更を生じたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 クリーニング所（無店舗取次店）の名称
- 2 施設の所在地（無店舗取次店にあっては、業務用車両の保管場所）
- 3 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号（無店舗取次店の場合のみ）
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更事項

新

旧

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 6

クリーニング所（無店舗取次店）廃止届

年 月 日

（あて先）札幌市保健所長

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

クリーニング所（無店舗取次店）を廃止したので、クリーニング業法
第5条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 クリーニング所（無店舗取次店）の名称
- 2 施設の所在地（無店舗取次店にあっては、業務用車両の保管場所）
- 3 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号（無店舗取次店の場合のみ）
- 4 廃止年月日 年 月 日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することが
できる。

相続・合併・分割承継届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所

氏 名

生年月日

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

相続・合併・分割 により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第 5 条の 3 第 2 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 クリーニング所（無店舗取次店）の名称
- 2 施設の所在地（無店舗取次店にあっては、業務用車両の保管場所）
- 3 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号（無店舗取次店の場合のみ）
- 4 被相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄（相続の場合のみ）
- 5 合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名（合併又は分割の場合のみ）
- 6 相続、合併又は分割の年月日 年 月 日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。